

協議第 9 号

合併の方式について

合併の方式について別紙のとおり提案する。

平成 16 年 2 月 9 日提出

鷹巣阿仁地域合併協議会

会 長 岸 部 隆

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	合併の方式	関係項目	
調 整 の 内 容	鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。		
任意協議会の調整素案	鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とすることを法定協議会の中で決定する。		

説 明 資 料

四町の沿革

鷹 巣 町	合 川 町	森 吉 町	阿 仁 町
<p>明治22年4月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鷹巣村、栄村が村制施行 ・黒沢村、前山村、今泉村、小繫村、麻生村が合併し七座村発足 ・中屋敷村、脇神村、小森村が合併し沢口村発足 <p>明治33年6月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鷹巣村が町制施行 <p>昭和30年4月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鷹巣町、栄村、坊沢村、七座村、沢口村が合併し、鷹巣町発足 <p>昭和31年9月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鷹巣町が七日市村、綴子村を編入合併 	<p>明治21年4月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根田村、芹沢村、三里村、三木田村、鎌沢村が合併し下小阿仁村発足 <p>明治22年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・李岱村、福田村、新田目村、羽根山村が合併し落合村発足 ・上杉村、下杉村、川井村、道城村、木戸石村、八幡岱新田村、増沢村が合併し大野村発足 <p>明治25年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大野村を分村し上大野村(旧上杉村、旧下杉村、旧川井村、旧道城村)、下大野村(旧木戸石村、旧八幡岱新田村、旧増沢村)発足 	<p>明治22年4月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浦田村、本城村、米内沢村が合併し米内沢村発足 ・桂瀬村、五味堀村、根森田村、森吉村、小又村、阿仁前田村が合併し、前田村発足 <p>明治35年6月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米内沢村が町制施行 <p>昭和31年9月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前田村と米内沢町が合併し森吉町発足 	<p>明治22年4月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阿仁銅山村、荒瀬村が村制施行 <p>明治30年1月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阿仁鉱山村が町制施行し、阿仁合町と改称 <p>昭和12年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荒瀬村本村と鍵ノ滝が阿仁合町に合併 ・荒瀬村を改称、大阿仁村発足 <p>昭和30年4月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阿仁合町、大阿仁村が合併し、阿仁町発足

昭和30年3月

- ・下小阿仁村、落合村、上大野村、下大野村が合併し合川町発足

説明資料

内 容

1. 新設合併と編入合併の相違点

区 分		新設合併	編入合併
定義		2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くことで、市町村の数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで、市町村の数の減少を伴うもの。
法人格		新たに法人格が発生する。	編入する市町村の法人格が継続する。
合併市町村の名称		合併関係市町村が全て廃されるため、新たな名称を定める。	編入する市町村の名称とする。
事務所の位置		合併関係市町村の全ての地域から住民の利便性等を考慮して決定。	通常は編入する市町村の事務所の位置となる。
財産及び公の施設の取扱い		合併市町村が引き継ぐ。	編入する市町村が引き継ぐ。
市町村の長		市町村長は全て失職する。	編入する市町村の長は変わらず、編入される（消滅する）市町村の長は失職する。
議会の議員	原則	市町村議会議員は全て失職する。 地方自治法に定める定数以内で設置選挙を行う。（任期は選挙の日から4年）	編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議会の議員は失職する。（合併による著しい人口増の場合は地方自治法に定める議員定数の範囲内で増員選挙を行うことができる。） 任期は、編入する市町村の議員の残任期間。

説明資料

内 容

	<p>特 例</p>	<p>合併関係市町村の協議により次のいずれかによることができる。 設置選挙において、新設合併の特例定数（法定数の2倍まで）とすることができる。（定数特例） 合併関係市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は最長2年間在任することができる。（在任特例）</p>	<p>合併関係市町村の協議により、次のいずれかによることができる。 編入する市町村の議会の議員の任期相当期間について、人口に応じて、合併市町村の議員の定数を増加し、編入される市町村の区域ごとに選挙区を設けて定数を配分することができる。（定数特例） 編入される市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の被選挙権を有することとなる者について、編入をする市町村の議会の議員の残任期間相当在任することができる。（在任特例） なお、合併時に「定数特例」又は「在任特例」を適用する場合には、合併後最初に行われる一般選挙により選出される任期相当期間についても、「定数特例」を用いることができる。</p>
<p>農業委員会の委員（合併市町村に1つの委員会を置くこととする場合）</p>	<p>原則 特 例</p>	<p>委員（選挙による委員、選任による委員）は全て失職する。 選挙による委員のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有する事となる者は10～80人の範囲で、1年以内の間、在任することができる。</p>	<p>編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される市町村の委員は全て失職する。 編入される市町村の選挙による委員のうち合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間在任することができる。</p>
<p>一般職の職員の身分の取扱い</p>		<p>合併市町村に身分が引き継がれる。</p>	<p>編入する市町村の職員の身分に変更はなく、編入される市町村の職員は、編入する市町村に引き継がれる。</p>

説明資料

内 容

特別職の職員	特別職の職員は、全て失職する（新たに選任する）。	編入する市町村の特別職の職員の身分に変更はなく、編入される市町村の特別職の職員は全て失職する。
条例・規則	条例・規則は全て失効する（新たに制定する）。	編入する市町村の条例・規則を適用する（合併に伴い必要な改正を行う）。
建設計画	合併関係市町村全域に係る建設計画を作成する必要がある。	少なくとも、編入される市町村の区域についての建設計画を作成する必要がある。

注）農業委員会の委員については、上記以外にも「農業委員会等に関する法律」の規定により、新市町村の面積が24,000haを超える場合、または農地面積が7,000haを超える場合は農業委員会を複数設置することが可能。